

裁 決 書

審査請求人 住所
氏名 様
処分庁 野田市長 鈴木 有

審査請求人が平成28年10月20日に提起した処分庁による野田市保健医療問題審議会委員名簿に係る行政文書部分開示決定処分に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、平成28年9月1日付けで、野田市情報公開条例(平成8年野田市条例第25号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、条例の実施機関である処分庁に対し、行政文書開示請求を行った。
- 2 処分庁は、平成28年9月16日付けで、条例第10条第2項の規定に基づき、行政文書の開示等決定を行う期間を延長することとし、審査請求人に通知した。
- 3 処分庁は、平成28年10月17日付けで、行政文書部分開示決定処分(野保保第504号。以下「本件処分」という。)を行い、同日付けの行政文書部分開示決定通知書を同月18日に審査請求人に交付した。
- 4 審査請求人は、平成28年10月20日付けで、処分庁に対し、本件処分のうち、学識経験者の「所属」及び「所属における職名等」の内容について開示するとの裁決を求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 学識経験者を委員選出区分として選出された委員は、その保有する専門性を期待され各審議会委員として会議に出席していることは明らかである。野田市には、審議会等委員の選出区分毎の要件定義はなく、各審議会の学識経験者としてふさわしい人物であることの判断要素となった情報は、当該委員の「所属団体及び肩書き」、「所属及び所属における職名等」、「職業、肩書き及び経歴」しか考えられない。よって、学識経験を委員選出区分として選出された委員については、「所属団体及び肩書き」、「所属及び所属における職名等」、「職業、肩書き及び経歴」は選出の判断要素となった情報であり、職務遂行の内容に係る情報に該当する。
- (2) 条例第6条第2号アの「慣行」とは、野田市の他の審議会等はもとより政府や他の地方自治体の状況を含み、社会通念とも言うべき広いものと解釈すべきである。野田市には、審議会等委員の選出区分毎の要件定義はなく、各審議会の学識経験者としてふさわしい人物であることの判断要素となった情報は、当該委員の「所属団体及び肩書き」「所属及び所属における職名等」「職業、肩書き及び経歴」しか考えられない。よって、学識経験を委員選出区分として選出された委員については、「所属団体及び肩書き」、「所属及び所属における職名等」、「職業、肩書き及び経歴」は選出の判断要素となった情報であり、こうした情報は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報に該当する。
- (3) 都市計画審議会と保健医療問題審議会、新清掃工場建設候補地選定審議会の主な争点は、学識経験、委員の選出根拠を示す情報が、条例第6条第2号ただし書アでいう「慣行として公にされることが予定されている情報であるか」その1点とと思っている。審査請求人証拠1の1号で示すとおり、大阪高等裁判所での判決によれば、専門的知見を活用することを期待されて委員を委嘱されたことから、委員たるにふさわしい知見を持つことを示す情報は、たとえ個人を識別する情報に該当する場合でも、できる限り市民に公開されることが望ましいとしている。審査請求人の証拠1の2号で示すとおり、経歴（その役職を含む。）は、実施機関が委員を選任した判断要素となる情報そのものであることから、慣行として公にされ、また、

公にすることが予定されている情報である。以上のとおり、今回不開示とされた学識経験の根拠を示す情報は開示されるべきものであることは明白である。

- (4) 総括的な意見として、コミュニティバス検討専門委員、都市計画審議会、保健医療問題審議会及び新清掃工場建設候補地選定審議会の4件について、不開示にする理由はないにもかかわらず、それを不開示とした実施機関は、学識委員等の選出根拠を開示したくないのではと思わざるを得ない。その背景には、審議会等の単なる追認機関化を目的とした、いい加減な委員の選出があるのでは、との疑念を持っている。
- (5) 審議会等の委員の選出根拠は、そのまま委員報酬の妥当性に直結するものと考えている。行政がその説明責任を負っている。今回の一連の開示請求と審査請求は、審議会等委員の選出名簿について説明責任を果たすことを市長に求めている。条例の第1条の目的に、「市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるように」と定められているが、一連の不開示決定はそれに背を向けている。現代の日本社会においては過剰な個人情報保護意識による弊害も認識されてきている。野田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、そのような意識にとらわれることなく、公正な答申を出していただきたい。
- (6) 現在、私は住民監査請求をしているところである。その内容はコミュニティバス検討専門委員の選出と委員への報酬の支払が違法で、これを是正することを求めるものである。この住民監査請求に関する意見陳述は、本来なら、関係機関の陳述を私が立ち会うこともできるし、一般市民が関係機関と私の陳述を傍聴できることになっている。ところが、監査委員から第三者の個人情報を保護する必要があるため意見陳述の立会いも傍聴も認めないとの通知があった。監査委員事務局に尋ねたところ、今回私が開示請求したコミュニティバス関連の文書の中で、一部委員の居住地域が黒く消され、不開示になっている部分がある。住民監査請求では、それを資料として提出しており、意見陳述の中で、その部分が明らかになるといけないため、自分の立会いも一般市民の傍聴も認めないという説明であった。本来、これは選出根拠で開示すべきものなので、誤った認識を行政側が持つ結果として、住民監査請求の意見陳述の立会いなど、一般市民の傍聴する

権利が不当に侵害されているため、一つの事例として紹介させていただく。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公務員としての職は、非常勤特別職として野田市保健医療問題審議会委員であり、当該職務遂行の内容に係る部分は、同審議会の会議への出席等である。よって、「所属及び所属における職名等」は、同審議会委員としての職務遂行の内容に係る情報に該当しない。
- (2) 野田市保健医療問題審議会委員の「所属及び所属における職名等」を公にする慣行はない。なお、同審議会において、公表用の同審議会委員名簿について審議しているが、審議の結果、現に公表されている同名簿には、審査請求人が開示を求める委員の「所属及び所属における職名等」の記載はなく、また当該情報を公にすることも予定されていない。

理 由

審査庁は、平成29年3月8日付けで、本件審査請求について、条例第16条第1項の規定に基づき、審査会に諮問した。

審査会は、平成29年9月7日付けで、審査庁に対し答申した。

答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

1 審査会の考え方について

- (1) 慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

千葉県及び近隣自治体のホームページに掲載されている審議会の委員名簿の公開状況を事務局職員に調査させたところ、各自治体ごとに、また、一の自治体においても各種審議会ごとに、委員に関する情報の掲載方法は多種多様（職業に関する情報のみの掲載、その役職等も含めての掲載等）であったが、弁護士、税理士、大学教授等の専門的な知見を有する者として広く認知されている職業に就いている者の情報は、ほとんどの審議会において掲載されていることが分かった。

このことから、学識経験者としての委員に選任されている者のうち、弁護士、税理士、大学教授等の専門的な知見を有する者として広く認知されている職業に就いている者については、職業自体は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ということができる。ただし、

所属事務所、大学、学部、役職等のどの項目までが慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報であるかを明確に線引きすることは困難である。

以上のことから、学識経験者としての委員に選任されている者の委員選出に関する判断要素となる情報は、全ての項目において、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものとまではいえないと判断する。

(2) 職務の遂行に係る情報

審議会の委員は、非常勤特別職の公務員であり、市の附属機関である審議会において調査審議等を行っている。こうしたことから、学識経験者として選任された委員がどのような学識経験を有しているかについては、職務遂行の内容に係る情報として、条例第6条第2号ウに該当し、不開示情報には該当しないものと判断すべきである。

そこで、学識経験者として選任された委員の何が学識経験を有している情報に該当するかを具体的に検討する。

任命権者は、その者が備えている学識経験が、それぞれの審議会の所掌する事務にふさわしいかを判断した上で、委員を選出するものであって、その者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報が学識経験に結び付いていると考えられる。したがって、これらの情報のうち、委員選出に関する判断要素と密接に関連しているものが職務遂行の内容に係る情報に該当すると判断するのが原則である。

これに当てはめて考えると、専門的な知見を有する者として広く認知されている職業である弁護士、税理士、大学教授等であることを根拠に選任された委員及び業界団体等から選任された委員については、当該委員の職業及びその役職等（以下「職業等」という。）は、委員選出に関する判断要素と密接に関連していることから、その所属先の名称（例えば、弁護士であれば所属する事務所の名称、大学教授であれば所属する大学及び学部の名称）も含め、不開示情報には該当しないものと判断すべきである。

一方、上記に掲げる者以外の者については、その者の職業等が委員選出に関する判断要素と直接関係しない場合は、当該委員の職業等の情報は、職務遂行の内容に係る情報とはいえず、個人の正当な利益を害するおそれ

があることから、不開示情報とすべきである。このような場合、開示の対象となる委員選出に関する判断要素となる情報は、どの情報がその者の学識経験と結び付いているのかを個別具体的に判断すべきである。

(3) 本件処分の対象となった行政文書の内容

本件処分の対象となった行政文書の不開示とされている部分について、その内容を事務局職員をして処分庁に確認させたところ、当該行政文書の所属欄及び所属における職名等欄は、委員との連絡調整をする際の参考事項を記載しているもので、不開示とした部分にあっては、委員の連絡先に関する情報を記載しており、当該委員を学識経験のある者として選出した理由に関する事項を記載しているものではないということであった。当該不開示とされた部分の内容は学識経験のある者として選出した理由に結び付くものと認められず、諮問庁の説明に不自然、不合理な点はないことから、不開示とされている部分の情報は、委員選出に関する判断要素と密接に関連付けられるものではないと判断する。

2 本件処分の適法性又は相当性について

野田市保健医療問題審議会委員名簿の所属欄及び所属における職名等欄に記載されている情報は、委員選出に関する判断要素と密接に関連付けられるものではないことから、不開示とすべき情報に該当する。

よって、審査会の答申を尊重して、主文のとおり裁決する。

平成29年10月6日

審査庁 野田市長 鈴木 有

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処

分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。